

障害児通所支援における定員超過について

障害福祉課 管理・指定グループ

1 定員の遵守について

指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所における定員の遵守については、基準省令※1及び解釈通知※2で以下のとおり規定されています。

※1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)

※2 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成24年3月30日障発0330第12号)

| 基準省令 | 解釈通知 |
|---|---|
| (定員の遵守) 第39条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | (29) 定員の遵守(基準第39条) 障害児に対する指定児童発達支援の提供に支障が生じることのないよう、原則として、指定児童発達支援事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該指定児童発達支援事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とすることとしたものである。(以下省略) |

※指定放課後等デイサービスは基準省令第71条において第39条を準用

基準省令で規定されているとおり、事業所の利用定員及び指導訓練室の定員を超えて障害児を受け入れることは原則禁止されており、**指定基準違反**です。「定員超過利用減算が適用されなければ問題はない」という考え方は明確な誤りです。

定員が10人の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の場合、1日に受け入れる障害児が10人を超えないようにする必要があります。障害児の保護者から利用の申し込みがあり、定員を超過する可能性がある場合は、

- ・毎日の利用を前提とせず、利用する曜日等を限定する
- ・受け入れが可能な他の事業所を探し、紹介する

など、障害児の保護者に対して丁寧な説明を行いながら、定員超過が発生しないように適切な利用調整を行ってください。

2 「災害、虐待その他のやむを得ない事情」について

基準省令第 39 条で「ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない」と規定されていますが、その具体例は別添資料「障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について」2 ページに示されていますので、事業者は必ず確認してください。

また、個別の事情ごとの「災害、虐待その他のやむを得ない事情」への該当／非該当については、別添資料に記載されているとおり、都道府県等（豊橋市）が判断します。**事業者が「災害、虐待その他のやむを得ない事情」に当たると判断した事例が、豊橋市によって同様に認められるとは限りませんので、注意してください。**

「災害、虐待その他のやむを得ない事情」への該当／非該当について判断に迷う場合は、個別に障害福祉課へ相談してください。

3 定員超過が発覚した場合の取り扱いについて

事業所への実地指導において、恒常的な定員超過を指摘される事例が散見されます。**恒常的な定員超過が発覚し、豊橋市から指導を受けたにも関わらず改善が見られない場合は、事業者に対してその理由を確認するとともに、事業所の定員を増加させる変更申請の実施等を求める場合があります。**